別記様式を次のように改める。

別記様式

（表面）

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦福祉検査証

第　　号

写真

官職又は職名

氏名

生年月日

母子及び父子並びに寡婦福祉法第22条（同法第31条の7第4項及び第33条第5項において準用する場合を含む。）に定める当該職員であることを証する。

平成　年　月　日　交付

都道府県知事

（指定都市等の市長）

印

（裏面）

母子及び父子並びに寡婦福祉法（抄）

（報告の徴収等）

第22条　都道府県知事は、母子家庭の福祉のために必要があると認めるときは、母子家庭日常生活支援事業を行う者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問をさせ、若しくはその事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（父子家庭日常生活支援事業）

第31条の7　（略）

2・3　（略）

4　（略）、第21条から第24条までの規定は父子家庭日常生活支援事業を行う者について、それぞれ準用する。この場合において、第22条第1項中「母子家庭の」とあるのは「父子家庭の」と、（略）と読み替えるものとする。

（寡婦日常生活支援事業）

第33条　（略）

2～4　（略）

5　第21条から第24条までの規定は、寡婦日常生活支援事業を行う者について準用する。この場合において、第22条第1項中「母子家庭の」とあるのは「寡婦の」と、（略）と読み替えるものとする。

注意

1　この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

2　この検査証は、官職又は職名に異動を生じ、又は不要となったときは、すみやかに、返還しなければならない。

1．厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。

2．大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

（児童扶養手当法施行規則の一部改正）

第二条　児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の三第一項第一号ロ(1)中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「を実施」を「若しくは父子家庭就業支援事業（同法第三十一条の九第一項第三号に規定する父子家庭就業支援事業をいう。第二十四条の四第一項において同じ。）を実施」に改める。

第二十四条の四第一項中「を実施」を「若しくは父子家庭就業支援事業を実施」に改める。

第三条　児童扶養手当法施行規則の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条の五」を「第二十四条の六」に改める。

第一条第七号ニ(2)中「第三条の三第一項第三号」を「第三条の四第一項第三号」に改め、同条に次の二号を加える。

九　対象児童が法第十三条の二第一項各号（受給資格者が母又は養育者であるときは第三号を除き、受給資格者が父であるときは第二号を除く。）のいずれかに該当するときは、次に掲げる証明書

イ　当該対象児童が法第十三条の二第一項第一号に規定する公的年金給付を受けることができる場合には、当該公的年金給付の額についての当該公的年金給付の支給を行う者の証明書

ロ　当該対象児童が法第十三条の二第一項第二号に規定する公的年金給付の額の加算の対象となつている場合には、当該加算の額についての当該公的年金給付の支給を行う者の証明書

ハ　当該対象児童が法第十三条の二第一項第三号に規定する公的年金給付の額の加算の対象となつている場合には、当該加算の額についての当該公的年金給付の支給を行う者の証明書

ニ　当該対象児童が法第十三条の二第一項第四号に規定する遺族補償等を受けることができる場合には、当該遺族補償等の額についての当該遺族補償等の給付を行う者の証明書

十　受給資格者が法第十三条の二第二項各号のいずれかに該当するときは、次に掲げる証明書

イ　当該受給資格者が法第十三条の二第二項第一号に規定する公的年金給付を受けることができる場合には、当該公的年金給付の額についての当該公的年金給付の支給を行う者の証明書

ロ　当該受給資格者が法第十三条の二第二項第二号に規定する遺族補償等を受けることができる場合には、当該遺族補償等の額についての当該遺族補償等の給付を行う者の証明書

第二条第一号中「又は第六号」を「、第六号又は第九号」に改める。

第三条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（支給停止に関する届出）」を付す。

第三条の三第一項中「第二十四条の四第三項、第二十四条の五」を「第二十四条の五第三項、第二十四条の六」に、「第十三条の二第一項」を「第十三条の三第一項」に、「第十三条の二第二項」を「第十三条の三第二項」に、「様式第五号の三」を「様式第五号の四」に改め、同項第一号中「にあつては第二十四条の四第二項第一号」を「にあつては第二十四条の五第二項第一号」に改め、同号ロ(1)中「第二十四条の四第一項」を「第二十四条の五第一項」に改め、同号ハ中「第二十四条の四第二項第一号に掲げる活動をしている場合」を「第二十四条の五第二項第一号に掲げる活動をしている場合」に改め、同条第三号イ中「第二十四条の四第三項第一号」を「第二十四条の五第三項第一号」に改め、同号ロ中「第二十四条の四第三項第二号」を「第二十四条の五第三項第二号」に改め、同条第二項中「第十三条の二第二項」を「第十三条の三第二項」に改め、同項第一号中「第二十四条の四第二項第一号」を「第二十四条の五第二項第一号」に改め、同条を第三条の四とする。